

会議等の公開に関する指針

平成15年9月25日

平成15年度第5回平塚市建築審査会承認

1. この指針は、平塚市情報公開条例及び平塚市建築審査会条例の規定に基づき、あらかじめ必要な事項について定めるものである。

2. 会議の公開の基準

会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 審査請求にかかるもの。ただし、法に規定のある公開による口頭審査は除く。
- (2) 個人に関する情報で特定の個人が識別できるもの、及び法人に関するものや図面等であって、その正当な権利利益を害するもの。

会議の公開

項目	対応	内容	根拠
報告案件に係るもの	公開とする。ただし、2(2)に該当する部分は非公開とする。	2(2)に該当する部分は資料のとおりとし、説明は省略する。傍聴者用閲覧資料は該当部分を除き提供する。	情報公開条例第5条及び第31条第2号、第3号
提案案件に係るもの	公開とする。ただし、2(2)に該当する部分は非公開とする。	2(2)に該当する部分は資料のとおりとし、説明は省略する。傍聴者用閲覧資料は該当部分を除き提供する。	情報公開条例第5条及び第31条第2号、第3号
審査請求に係るもの	法規定のある口頭審査以外は非公開とする。	公開することにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれる。 裁決については、裁決書の到着により効力が発生するため、情報の漏洩がある。	情報公開条例第5条第3号、第31条第3号
建議及び重要事項の調査審議に係るもの	非公開とする。	関係各機関への意見等未確定な事案の検討であり公開にはなじまない。	情報公開条例第5条第4号ウ

3. 会議録の公開の基準

要点筆記の会議録を公開とする。ただし、公開による口頭審査については、発言全部を公開とする。

会議録の公開

項目	対応	内容	根拠
公開による会議の 会議録	要点筆記の会議録を公開。 (案件は議案名で処理する。また、単に委員、事務局といった記載にする。)ただし、口頭審査については全部筆記とする。閲覧に供する。	附属機関の会議録作成内容については法及び条例に特段の規定はないため、おのおのの裁量となる。情報公開の見地から議論の内容が分かる程度とする。	情報公開条例第 5 条及び第 6 条
非公開による会議 の会議録	要点筆記の会議録を公開とする。	附属機関の会議録作成内容については法及び条例に特段の規定はないため、おのおのの裁量となる。情報公開の見地から議論の内容が分かる程度とする。	情報公開条例第 5 条及び第 6 条